株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十五年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成二十六年五月十二日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
代表取締役　池田　憲人

1　支援決定を行った件数
六十三件
2　買取申込み等期間の延長を行った件数
一件
3　支援決定を撤回した件数
該当なし
4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

一　買取決定を行った対象事業者の概要
二　宮城県内陸部の食品製造業者（震災により工場設備が損壊）
三　宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗、設備等が流出）
四　宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により工場、事務所が全壊）
五　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全流出）
六　宮城県沿岸部の小売業者（津波により賃貸店舗、棚卸資産等が流出）
七　岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が流出）
八　岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗兼事務所が浸水）
九　岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗兼自宅の一部が流失）
十　宮城県沿岸部の建設業者（津波により事務所兼倉庫が流出）
十一　宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により店舗兼工場が浸水）
十二　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所工場が浸水）
十三　福島県浜通りの印刷業者（震災により工場の一部が損壊）
十四　宮城県沿岸部の宿泊業者（津波により施設が全壊）
十五　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工場等が全壊）
十六　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が流出）
十七　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
十八　宮城県沿岸部の印刷業者（津波により本社工場、機械設備等が全壊）
十九　宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により一部店舗が流出）
二十　青森県沿岸部の水産加工業者（津波により設備、商品等が流出）
二十一　宮城県沿岸部の医療福祉業者（津波により本院が半壊）
二十二　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社事務所が損壊）
二十三　宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所が全壊）
二十四　栃木県の宿泊業者（震災により建物が一部損壊）
二十五　宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により事務所、工場が浸水）
二十六　青森県沿岸部の小売業者（主要な取引先が被災したことにより売上が大幅減少）
二十七　岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により施設、設備が損壊）
二十八　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
二十九　岩手県沿岸部の建築業者（津波により自宅兼事務所等が流出）
三十　岩手県沿岸部の食品製造業者（津波により在庫等が流出）
三十一　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工場が全壊）
三十二　宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗、設備が流出）
三十三　宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所が全壊）
三十四　福島県会津地方の小売業者（原発の風評被害により売上が大幅減少）
三十五　宮城県沿岸部の水産加業者（震災により設備等が損壊）
三十六　岩手県沿岸部の小売業者（震災により店舗が一部損壊）
三十七　岩手県沿岸部の製造業者（震災により倉庫等が損壊）
三十八　宮城県沿岸部の建築業者（震災により機械設備等が損壊）
三十九　宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社及び車両が流出）
四十　宮城県沿岸部の飲食業者（震災により店舗設備が損壊）
四十一　宮城県沿岸部の飲食業者（常連顧客の多数が被災したことにより売上が大幅減少）
四十二　福島県沿岸部の水産加工業者（津波により加工場、事務所が全壊）
四十三　青森県沿岸部の水産加工業者（津波により工場、事務所が損壊）
四十四　宮城県沿岸部の漁業者（津波により商品及び漁具が流出）
四十五　宮城県沿岸部の飲食業者（津波により事務機器、生産設備が流出）
四十六　宮城県沿岸部の製造業者（津波により生産設備が流出）
四十七　青森県沿岸部の卸売業者（契約解除や一時供給停止による間接被害）
四十八　青森県沿岸部の技術サービス業者（受注していた仕事が中止になる等の間接被害）
四十九　宮城県沿岸部の塗装工事業者（津波により工事機材及び車両が流出）
五十　宮城県沿岸部の小売業者（震災により建物が一部損壊）
五十一　青森県沿岸部の製造業者（電力不通に伴う操業停止により売上減少）
五十二　岩手県沿岸部の水産加業者（津波により本社工場が流出）
五十三　宮城県沿岸部の建設業者（震災により本社駐車場等が陥没）
五十四　茨城県沿岸部の金属加工業者（津波により事務所、工場等が流出）
五十五　宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により事業所等が全壊）
五十六　宮城県沿岸部の宿泊業者（震災により施設の一部が損壊）
五十七　茨城県沿岸部の水産物保管業者（津波により工場が全壊）
五十八　岩手県沿岸部の卸売業者（原発事故の被害で大部分の製品が出荷停止となった）
五十九　栃木県の食品製造業者（震災による液状化現象により施設が一部使用不能となった）
六十　千葉県内陸部の食品製造業者（震災により工場建物が損壊）
六十一　宮城県沿岸部の食品製造業者（震災により建物が一部損壊）
六十二　茨城県の元本総額
買取りに係る債権の元本総額　百三十一億四百九十七万九千円
五　出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、債務の株式化等による出資総額）
現物出資を行った債権の元本総額）
該当なし
6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時におけるその他の類型に係る対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額　（信託の引受けに係る債権を除く。）
三十一億三千三百二十万五千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額　（信託の引受けに係る債権を除く。）
十七億三千三百万七十七万八千円
7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし
十八件